

地域子育て支援センター通信

地域子育て支援センターでは、子育て中の親子が安心して地域で暮らし、子育ての喜びを分かち合える「場」や、保護者や子どもたちが

交流できる「場」の提供をしています。出産や育児の悩みや日々の暮らしの相談にのり、楽しく子育てができるようにお手伝いします。大人・子ども・みんなの遊び場、支援センターにお気軽に遊びに来てください。

【活動内容】

★フリーデー

毎週月曜日～金曜日
午前9時～正午、午後1時～午後4時45分
室内遊具や絵本など親子で自由に楽しめます。

★佐賀おでかけ広場

佐賀地域へ出張します。親子で自由に楽しめます。
大方地域の地域子育て支援センターも開所しています。

★子育て相談

毎週月曜日～金曜日
午前9時～正午、午後1時～午後5時
電話相談、来所相談、家庭訪問を行います。



5月の予定

★佐賀おでかけ広場

毎週火曜日 午前9時～午前11時
○5月生まれさんの誕生会 16日(火)
場所 あったかふれあいセンターさが(旧佐賀保育所)
☎31-4807
(悪天候の日はおでかけできない場合があります。)

★いっしょに遊ぼう 午前10時30分～午前11時

○5月生まれさんの誕生会 11日(木)
○英語であそぼう 18日(木)
黒潮町国際交流員(CIR) クレーマ・リンストロームさん

★第2回「子育て講座」

25日(木) 午前10時30分～午前11時30分
「山下家の読み聞かせ日記」
講師 高知こどものとも社 山下 陽佑さん
場所 地域子育て支援センター

(各種事情により、急遽変更になる場合があります。お電話でご確認ください。)

【利用対象】

町内在住(もしくは祖父母が在住)で、保育所・幼稚園に通っていない就学前の乳幼児とその保護者(家族)。また、妊婦の方、里帰り中の方も利用できます。※保育所や幼稚園に通っている人や、小・中・高校生などは利用をご遠慮いただいています。

これからママ・パパになる人も気軽に遊びに来てください。外出を控えている方が多いと思いますが、電話での相談も行っていますので、気軽にお電話ください。

○相談・お問い合わせ 地域子育て支援センター(大方中央保育所内) ☎43-0512

ねんきんコーナー

国民年金保険料について

令和5年4月分から令和6年3月分までの国民年金保険料は、月額1万6千520円です。

令和5年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条において、1万7千円とされていますが、平成16年度から物価と賃金の変動に基づき令和5年度の保険料改定率0・972を乗じることにより、1万6千520円となりました。

国民年金保険料の前納について

国民年金保険料を前納する場合の期間および納付すべき額について、厚生労働省告示(令和5年厚生労働省告示36号)により定められました。

現金・クレジットカード納付で保険料を前納した場合、毎月払いと比べて2年前納なら1万4千830円、1年前納なら3千520円、6カ月前納でも810円の割引になります。

また、口座振替制度を利用して

保険料を前納した場合、毎月払いと比べて2年前納なら1万6千100円、1年前納なら4千150円、6カ月前納でも1千130円の割引となり、大変お得です。

口座振替・クレジットカード納付には次の方法があります。

- (1) 2年(4月～翌々年3月)分の前納
- (2) 1年(4月～翌年3月)分の前納
- (3) 6カ月(4月～9月、10月～翌年3月)分の前納
- (4) 毎月(早割、口座振替のみ)
- (5) 毎月(割引なし)

※口座振替・クレジットカード納付による令和5年4月からの前納(2年分・1年分・6カ月分・早割)の新規申込は、2月末日で受付を終了しましたが、令和6年4月からの受付は行っています。

また、年度途中で新たに国民年金に加入された方も、任意の月から翌年度3月分まで納付書で納めていただくことができます。

※保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアでは利用できません。金融機関などで納めていただく必要がありますので、ご注意ください。

納めた国民年金保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

なお、国民年金には保険料納付が免除、猶予される制度もあります。

納付が困難だからといってそのままにせず、役場または年金事務所の窓口で手続きを行ってください。

○お問い合わせ

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎ 55-3701

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 34-1616

i デイサービス事業を実施
「人も自然も草花も爛漫」

4月5日(水)、大方町民館でハーバリウム教室を行いました。ブリザードフrawーにした「バイカオウレン」の葉を使用し、ハーバリウムを作成しました。

○お問い合わせ

佐賀支所 地域住民課 大方町民館係

☎ 43-1204



i マイナポイント第2弾申し込み期限が延長されました(令和5年2月末までにマイナンバーカードの申請をした方対象)

マイナポイント第2弾の申し込み期限が、令和5年5月末から9月末までに延長されました(マイナポイントの申し込みができる方は、令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請した方です)。

マイナポイントの申し込みがまだの方で、申し込みのしかたがわからないという方も、役場でサポートを行っていますので、お気軽にご利用ください。

i 引き続きマイナンバーカード申請サポート(無料)を行っています

マイナポイントの対象となる申請期限は終了しましたが、役場では、マイナンバーカード申請サポートを引き続き行っています。まだ、マイナンバーカードをお持ちでない方は、ぜひご利用ください。

◆サポート内容

●顔写真撮影

●マイナンバーカード交付申請の代行

◆お持ちいただくもの

●通知カード

●QRコード付き申請書

●本人確認書類(免許証や保険証など)

のいずれか1点

i マイナンバーカードの交付について

マイナンバーカードは、申請してから発行までに約4週間ほどかかります。カードは役場に届き、役場から交付についてのハガキを郵送します。

◆お持ちいただくもの

●通知カード

●交付案内のハガキ

●本人確認書類(左記のAの1点もしくはBの2点。有効期限があるものは有効期限内に限りません)

A

運転免許証・運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)・パスポート(旅券)・住民基本台帳カ

ード(顔写真付)・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書・一時庇護許可書・仮在留許可書

B

健康保険証・年金手帳・各種年金証書・生活保護受給者証・児童扶養手当証書・顔写真付きの学生証や、社員証など

◆注意事項

マイナンバーカードの申請、受け取りの際は、必ず申請者本人がお越しく下さい。また、15歳未満の場合は、法定代理人(親権者)の方と一緒にお願いします。

○お問い合わせ

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎ 55-3701

